

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行						改正案							
第1条 省略 (設置)						第1条 省略 (設置)							
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。						第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。							
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期		
市長	三田市総合計画審議会	市の総合計画の策定に関する事項についての調査審議	40人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市議会議員 (4) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで	市長	三田市総合計画審議会	市の総合計画の策定に関する事項についての調査審議	40人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで		
	省略						省略						
	三田市旅館業立地審査会	(1) 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例(昭和56年三田市条例第21号。以下次号において「条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定に基づく同意に関する事項についての調査審議 (2) 条例第4条の規定に基づく同意基準の該当の適否に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 市長が必要と認める者	2年		三田市旅館業立地審査会	(1) 旅館業を目的とした建築等の立地規制に関する条例(昭和56年三田市条例第21号。以下次号において「条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定に基づく同意に関する事項についての調査審議 (2) 条例第4条の規定に基づく同意基準の該当の適否に関する事項についての調査審議	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 市長が必要と認める者	2年		
	省略						省略						
市長	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市議会議員 (4) 市長が必要と認める者	2年	市長	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市長が必要と認める者	2年		
	省略						省略						
以下省略						以下省略							

三田市スポーツ推進審議会条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略

<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p><u>(2) 市議会議員</u></p> <p><u>(3) 関係行政機関の職員</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p><u>(2) 関係行政機関の職員</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>
---	---

三田市環境基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 環境審議会 (環境審議会)</p> <p>第29条 市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 環境基本計画に関する事項</p> <p>(2) 環境の保全と創造に関する基本的事項</p> <p>3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員 18 人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) 関係団体を代表する者</p> <p><u>(3) 市議会議員</u></p> <p><u>(4) 学識経験者</u></p> <p><u>(5) 関係行政機関の職員</u></p> <p>4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第1条～第28条 省略</p> <p style="text-align: center;">第5章 環境審議会 (環境審議会)</p> <p>第29条 市の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 環境基本計画に関する事項</p> <p>(2) 環境の保全と創造に関する基本的事項</p> <p>3 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員 18 人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) 関係団体を代表する者</p> <p><u>(3) 学識経験者</u></p> <p><u>(4) 関係行政機関の職員</u></p> <p>4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>